

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和5年12月12日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2300157 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2300015 号

第 1 結論

平成 7 年 7 月及び同年 8 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 38 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 7 年 7 月及び同年 8 月

私は、平成 7 年 6 月に仕事を辞めたが、すぐに転職するつもりであったため、国民年金の加入手続は行わず、そのまま放っておいた。しかし、母親からは、平成 7 年 12 月 28 日の夕方に A 町（現在は、B 市）の C 課の職員二人が国民年金保険料を徴収するために、突然自宅までやって来たので母親が仕方なく手渡しで支払ったと聞いている。

母親は、C 課の職員から国民年金保険料の領収書を受け取った記憶があり、職員二人のうち、一人については、氏名も覚えていることから、保険料を納付したのは間違いない。職員が収納記録を残さなかったせいで、請求期間が未納となってしまうので、調査して記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者については、平成 7 年 8 月 16 日付けで、直近の厚生年金保険の被保険者資格喪失日である平成 7 年 7 月 1 日を国民年金の資格取得日とする事務処理が行われており、その後、同資格については平成 7 年 10 月 6 日付けで、厚生年金保険の被保険者資格取得日である平成 7 年 9 月 1 日を国民年金の資格喪失日とする事務処理が行われていることが確認できる。このため、請求者は、請求期間において国民年金の被保険者であり、母親は請求期間の国民年金保険料を現年度保険料として納付することが可能であった。

また、母親は、請求者の請求期間の国民年金保険料について、平成 7 年 12 月 28 日の夕方に突然自宅に来た A 町の C 課の職員二人に、手渡しで支払った旨陳述しており、このうち、職員一人については氏名を挙げているところ、当該職員について、B 市は、平成 7 年頃、A 町の C 課の職員であった旨回答している。

しかしながら、B 市は、請求期間当時の A 町については、i) 年末になると C

課の職員が国民健康保険税や住民税などの税金を徴収するために戸別訪問を行っていたが、国民年金保険料については、D課の職員が徴収していたため、C課の職員が徴収を行うことはなかったこと、ii) 請求期間当時の資料の保管がないため、当時、C課又はD課の職員が請求者の自宅に戸別訪問を行っていたかどうかは不明であるが、戸別訪問を行う際は、C課については、職員二人で行っており、D課については、職員が一人で行っていた旨回答している。

また、母親は、請求期間当時、C課の職員二人のほかに、A町の職員が自宅に来た記憶はない旨陳述している上、請求者は、母親が受け取ったとする国民年金保険料の領収書については、現在、保管していない旨陳述していることなども踏まえると、母親がA町の職員に国民年金保険料を納付していたとは推認し難い。

このほか、母親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300174号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300075号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和19年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年2月28日から平成16年5月1日まで

平成8年3月18日から平成16年4月30日までA社B支社に勤務したが、厚生年金保険の記録では、平成13年2月28日に被保険者資格を喪失している。また、雇用保険の記録があるC社や給与の振込が確認できるD社には勤務していない。預金通帳及び同僚との写真を提出するので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

商業登記簿謄本によると、A社とD社(平成20年1月9日にC社に商号変更)の両社は、本店所在地及び事業主が同じであることが確認できるところ、請求者から提出された預金通帳、請求者に係る雇用保険の記録及びA社B支社長であった元役員からの回答により、請求者は、時期の特定はできないものの、A社からD社に転籍し、請求期間においてA社B支社に継続して勤務していたと認められる。

しかしながら、i) A社及びC社はすでに解散しており、当時の事業主は、資料を保管していないため請求期間に係る厚生年金保険料の控除について不明である旨回答していること、ii) 両社の当時の給与計算及び社会保険事務担当者は亡くなっていること、iii) 照会の回答が得られた複数の同僚及び請求者は給与明細書を保管していないことから、厚生年金保険料の控除方法が特定できず、上述の預金通帳の給与振込額からは請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認又は推認できない。

また、請求者は、請求期間の給与について、退職するまで20万円ほどで昇給はなかった旨陳述しているところ、上述の預金通帳によると、平成13年3月は184,209円、平成13年4月から平成16年3月までは、各年の12月を除き、毎月201,989円の給与振込が確認でき、労働局は、請求者のC社における離職時賃金日額について6,776円と回答しており、当該賃金日額から離職前6か月における

1か月当たりの平均賃金を試算すると203,280円となることから、当該平均賃金と平成13年3月から平成16年3月までの期間の給与振込額との差額及びオンライン記録で確認できる請求者の平成13年1月の標準報酬月額（20万円）から判断しても、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について推認できない。

さらに、上述の預金通帳からは、平成16年4月の給与振込が確認できず、当該月に係る給与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できない。

加えて、オンライン記録によると、A社における請求者の健康保険被保険者証は、平成13年3月27日に回収されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、D社は、同社がC社に商号変更をした後の平成22年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300178号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300076号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成8年12月29日から平成9年1月1日まで

A社の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日が平成8年12月29日となっており、平成8年12月の年金記録がない。平成8年12月末日まで同社に勤務したはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び商業登記簿謄本によると、A社は、平成12年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、平成13年7月*日に破産終結していることが確認できる。

また、A社の元事業主は、会社の関係資料が残っていないため、請求者の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答しているが、i) 同社の仕事納めは毎年12月28日であったこと、ii) 年末の休日は誰も勤務していなかったこと、iii) 営業職の給与は歩合給であり、退職するときは最終出勤日に給与を精算の上、支払っていたことからすると、請求者の退職日を仕事納めの日とし、厚生年金保険の資格喪失年月日を平成8年12月29日と届け出たのだと思うと陳述している。

さらに、請求者と同時期にA社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚6人に照会したところ、一人から回答を得たが、当該同僚は請求者を記憶しておらず、請求者の主張を裏付ける関連資料や陳述を得ることはできない。

加えて、請求者のA社に係る雇用保険の記録によると、離職年月日は平成8年12月28日であることが確認でき、オンライン記録の資格喪失年月日と符合している。

また、請求者は、平成8年12月末日をもってA社を退職した旨主張しているが、退職日を確認できる資料及び給与明細書等を保管していないため、請求期間

に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300179号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300077号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成10年1月21日から同年2月1日まで

A社の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日が平成10年1月21日となっており、平成10年1月の年金記録がない。同社を退職し、日を空けずにB社に就職した記憶があるので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び商業登記簿謄本によると、A社は、平成11年4月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、平成18年3月*日に破産終結している上、事業主は既に亡くなっていることが確認できる。

また、A社の元役員に照会したところ、当該元役員は、同社では従業員が退職する際には最終出勤日を退職日として届け出ていたと思うが、請求期間当時の資料を保管していない旨回答しており、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、複数の同僚は、請求者がA社に勤務していたことは覚えているものの、退職した時期などの具体的な記憶はなく、請求者が請求期間に同社に勤務していたことを確認できる陳述は得られない。

加えて、A社に係る請求者の雇用保険の記録によると、離職年月日は平成10年1月20日であることが確認でき、オンライン記録における資格喪失年月日と符合している。

また、請求者は、A社を退職し、日を空けずにB社に就職した旨主張しているが、A社の退職日を確認できる資料及び給与明細書等を保管していないため、請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除につ

いて確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。